

(別紙)

行政処分の内容

商号又は名称	WEST INTERNATIONAL 株式会社 H22.7.13 登記簿変更後 株式会社 Z e g n y a	
氏名	薮木良司 H22.7.13 登記簿変更後 児島幸修	
主たる営業所の所在地	姫路市市川台1丁目106番1 3F301号 H22.7.13 登記簿変更後 姫路市城東町清水12番地9-404号	
登録番号	兵庫県中播磨県民局長(1)第51335号	
登録年月日	平成20年9月12日	
貸金業協会加入の有無	有	
行政処分	日付	平成23年7月8日
	内容	登録の取消し
	適用条文	貸金業法第24条の6の4第1項第2号
	主任者の関与の有無	無
	取消日前30日以内の 役員の氏名	三浦ひとみ

行政処分の事由

事案の内容	貸金業法第24条の6の10第1項の規定に基づき純資産額の報告、業務報告書の提出を命じたが未提出である。また貸金業法第8条の規定に基づき貸金業商号変更届出書等の提出を命じたが未提出である。また、このことについて、貸金業法第24条の6の3第1項に基づき業務改善命令処分を行ったものの改善がされていない。
行政処分事由の判明のきっかけ	純資産額の報告、業務報告書、貸金業変更届出書が未提出であったこと。